2026 年 1 月 24 日

１９－１３

肢ア

１項は、「侵略戦争」放棄

２項は、全面戦争放棄を採用

それを前提に、戦力にいたらない自衛力の保持は禁止してない。

肢イ

統治行為論。司法権の限界の問題。

法律上の訴訟というのは、司法権の概念の問題。

肢ウ

集団的自衛権は、認めた。解釈変更。

１９－１４

肢ア
　常会、１年ということだと常に会期があるということになる。
　会期性を採用している憲法の規定と矛盾すると考えられる。（５０条、５３条など）

肢イ
　会期の延長について、衆議院の優越を認めている。
　審議が長引いて延長できない、国政が停滞する。参議院の審議を遅延させる行為が功を奏しないように衆議院の優越を認める。

肢ウ
　総議員の1/4以上の要求があれば、召集の決定が必要。少数派の移行も尊重しつつ、召集を制限する。

肢エ
　憲法では、会期不継続は採用してない。国会法。
　運用は、政策で調整できるようにするためと思われる。

肢オ
　一事不再議、規定なし。条文はなし。慣習的にされている。
　大日本帝国憲法には規定があった３９条。

　日本国の憲法にないのは、再議決の規定があるからと解されている。
　あとは、政策的に運用できるようにと理解すればよいだろう。

１９－１５

肢ア

内閣総理が国務大臣を任命した段階で、合議体としての内閣が成立。

認証は日本国として、真正を確認するだけ。

肢イ

内閣は行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う。６６条３項

この行政権は、形式的意味の行政。

肢ウ

６５条。行政権は内閣に属する。

肢エ

既存の法律に代行する代行命令はダメ。４１条との関係で問題がある。

１９－１６

肢ア

司法権は、終局的判断。絶対的に拘束されることは許されない。

事実認定が、客観的な事実と違う場合を想定すると、わかる。

肢イ

弁護士に関するこれらの事項は法律。

国民の権利義務を制約する法規範なので。

最高裁判所規則は、司法権の独立。

肢ウ

分限裁判でも罷免することができる。

７８条。職務が執れないのに裁判官を身分にいられると国民が害される。

肢エ

憲法７８で裁判官の身分を保障している。

法律で下げて、全員の身分をはく奪することは、７８条の趣旨に反する。

許されない。

１９－１７

立法内容が，違憲となっても，国会議員の立法行為は，違法となるかは別の問題である。

Ａについて

立法内容（法律）の違憲の段階で考慮される事実と，立法行為に考量された事実は別と考えられる。時代の変化により，過去の立法事実が，判決時の社会通念と合わなくなることがあるから。なので，内容が違憲だからと言って，制定当時の立法行為が違法とは考えるのは無理。

Ｂについて

立法行為が違法というためには，一義的な文言に反して，あえて立法行為を行わないなど，想定しがたい場合でなければ，違法とはできない。立法裁量があるためと思われる。

Ｃについて

違憲状態が継続するというのは，合理的期間論の話で出てくる。その上で事情判決の法理などの話。これは，選挙の違憲の問題で話がずれる。

人口移動を伴うため継続的に制度をメンテナンスする選挙制度と，制度を作れば良いとする在外選挙制度とは，立法府に求められる事情が異なる。

Ｄについて

特に容易にしがたい例外的な規定を説明する内容が入る。

１９－１８

肢ア
　課税権にもとづき、反対給付なく、一方的に課する給付は、形式のいかんに関わらず租税。

　形式で租税にあたらないとすると、形式しだいで、対価なく、一方的に国家が財産権侵害できることになってしまう。

肢イ
　保険料は租税でない。対価性はあるので。一方的な公課。８４条の趣旨及ぶ

肢ウ
　どの程度、明確化。社会保険の特質としても目的などにも照らして判断すべき。
　２５条にもからむ、政策的な問題であることをイメージ

肢エ
　８４条の趣旨。明確になっていればよい。法律ほど厳格できなくてもよいイメージ。